

## 行政法における

### 教示・確約と信頼保護の原則（二）

乙 部 哲 郎

- 一 序 説
- 二 教示・確約の意義
- 三 教示・確約の法的性質（以上本号）
- 四 教示・確約の許容性
- 五 教示・確約の拘束性
- 六 結 語

## 一 序 説

現代国家においては、行政機関の示す法令の解釈（行政解釈）に対し相手方が寄せた信頼は保護されなければならぬ。このような観点から、従来、英米において、行政法における禁反言（Estoppel）の法理の適用の是非が論

じられ、わが国においても、最近、同法理の適用を認める判例があつた。他方、ドイツにおいても、同じような観点から、判例・学説上、行政行為など、各種の行政作用に対する信頼保護の原則 (Der Grundsatz des Vertrauensschutzes) の適用の問題が活発に論じられている。したがつて、わが国において、行政解釈に対する相手方の信頼保護の問題を考察するにあたつては、英米行政法における禁反言の法理はもとより、ドイツ行政法における信頼保護の原則をも考慮する必要がある。そこで、本稿は、各種の行政作用のうち、まず、教示 (Auskunft)・確約 (Zusage; Zusicherung) に対する信頼保護の原則の適用の問題に関するドイツの判例・学説を紹介し検討するにすむ。ドイツにおいて、この教示・確約に関する法律問題は、一九六一年の第四回法曹大会の公法部会の議題とされるなど、この問題に関する判例・著書・論文はきわめて多い。その上、とくに租税法分野において、ひらく教示・確約の発布を法制化しようとする動きもあり、そのための法律草案、学者による試案も提示され、また、すでに、一部、法制化されているといわれるアメリカおよびスエーデンの実情も紹介されてゐる。

ところで、教示とは、事実ないし法の解釈・適用に関する行政官庁の知識 (Wissen)・見解 (Meinung) の表示であり、確約とは、行政官庁が高権的に将来における自己の行為ないし不行為を約束する自己義務づけ (Selbstverpflichtung) たる行為をいう。そして、学説は、教示じたいは、官庁を拘束する効力を有しないのに對し、確約は、ハの効力をもつゝとに、教示と確約との間の概念の本質的差異を求める。ところで、教示・確約に関する法律問題の中心は、教示・確約の拘束性、すなわち、行政官庁は、のちになつて、すでに発布した教示・確約の内容に違背する決定をなしえない、という問題である。このうち、まず確約の拘束性については、確約の行政行為ないし公法上

の契約的性質から説く見解と、確約に対する相手方の信頼保護の見地から（信頼保護の原則）説く見解に分かれるが、教示の拘束性は信頼保護の原則ないし信義則に基づきつけられる。しかし、これに対し、教示・確約の拘束性を否定する見解も主張されている。本稿は、信頼保護の原則にもとづいて教示・確約の拘束性を認める立場にたつけれども、そのためには、教示・確約の拘束性を認める根拠・要件などについてはむろん、さらに、教示および確約の意義・法的性質・許容性についても触れなければならない。しかし、このような本論に入るまえに、まず、本項において、ドイツの立法および判例における教示・確約に関する信頼保護の原則の適用の概況を述べておく必要があると思われる。

### 一 立 法

一般的に、ひろく行政官庁による教示・確約の発布などについて定める法令は、現在までなかつたけれども、個個の成文規定において、これが定められることがある。<sup>(1)</sup>これらの規定において、教示・確約の拘束性が定められているときは（たとえば関税定率教示）、教示・確約の拘束性を認めても行政の法律適合性の原則に違反しないから、この教示・確約中に表明された行政解釈に対する相手方の信頼は、たやすく保護されることになる。これに対し、法令に規定なき、しかも、とくに違法の内容をもつ教示・確約の拘束性を認めれば、一見、行政の法律適合性の原則に違反するかのような印象を与えるから、このような教示・確約に対する相手方の信頼保護をどのように考えるかは、きわめて重要な問題となる。また、日々の行政実務においても、法令に規定された教示・確約の占める重要度は、法令に規定なき教示・確約のそれよりも、量的・質的に劣るといわれる。<sup>(2)</sup>また、法令に規定され、かつ、法

令が拘束性を認めない教示・確約であっても、相手方の信頼保護の見地から拘束性をもつことがあるが、これは、法令に規定なき教示・確約の拘束性が信義則ないし信頼保護の原則にもとづいて承認される一事例であると解する。<sup>(4)</sup>したがつて、以下、本稿の考察の重点も、法令に規定なき教示・確約におくれんとする。

- (1) 最近、占有税および取引税領域において、拘束的教示の発布制度の導入を試みる規定を含む法律草案 (AOÄG. 1966) が起草され、議会に提出された。この草案の内容については、ルートヴィヒ Mittelbach, Steuerauskünfte und Steuerklauseln, 1967, S. 118 ff. が詳しく触れており、ばかり Pfander, Die Zusage im öffentlichen Recht, 1970, S. 64 ff. (以下、みわら) 著書の引用は著者名のみによって行なう) も比較的、くわしく触れてくる。その後、一九六九年のユーハン租税基本法 (AO) の改正草案の一四七条は課税手続における確約 (Zusage) の拘束性および違法かの利益的確約の拘束性の否定を規定するべく、同条は、違法かの授益的確約の拘束性を認める、ルートヴィヒ Mittesberger, Problematik von Zusage und Auskunft im Steuerrecht, NJW 1970, S. 1117. また、やまと一九二八年のドイツ官吏法草案中は、確約 (Zusage) の許容性および確約が履行されたことを認められる損害賠償請求に関する規定が含まれていたことにについては Grellert, Zusicherungen im Beamtenrecht, 1964, S. 152 Anm. 2 (以下、本書の引用は著者名のみによって行なう)。
- (2) サの主要なもののがわかる。二) 關稅法 (Zollgesetz) 111条の規定によれば、上級財政管理局は、申請によつてある商品に対し賦課される關稅定率の教示 (Zolltarifauskunft) を発布する義務を負う。上級財政管理局は、この教示をいつでも取り消し、変更しうるが、しかし、相手方は、その後三ヶ月間はみぎの商品に対しては教示の述べる稅率にしたがつて關稅が賦課されるのを要求しうる。ただし、相手方が不正確な陳述によつて教示を得たとき、あるときは、教示の発布後に法規の変更などによつて新稅率が定められたときは、教示はみぎの効力を失なう (Vgl. Mittelbach, S. 88 ff.; Pfander, S. 40 ff.)。關稅定率教示は、このような効力をもちAO一二一九条九号もみぎ教示は異議にゆびつけて取り消されうる規定である) とともに、行政行為であると解されてる (だらけた) Zeidler, Empfiehlt es sich, die bestehenden Grundsätze

über Auskünfte und Zusagen in der öffentlichen Verwaltung beizubehalten? 1962, S. 39; Montreal, Auskünfte und Zusagen von Finanzbehörden, 1967, S. 37—214°。ふるい類書の引用は著者等の文と並んで—; Pfander, S. 43。  
反対 Beinhardt, Die Verpflichtung der Behörde zur Erteilung von Auskünften, DöV. 1965, S. 482 Ann. 18°。だが、  
ナドリ 一九〇一四〇の關稅申報法 (Zolltarifgesetz) は、画面上より拘束的關稅教示 (Zollauskunft) の発布義務を定めた。  
(Unbekanntautoren, Die verbindliche Zolltarifauskunft, B. 1962, S. 751. Vgl. Pfander, S. 40)° だが、教示発布の申請  
は書面にて行ない、上級財政管理局は、申請書が必要といわれた陳述を命ぜたがゆゑに、教示の発布を拒絶する。教示  
は書面や発布され、(Vgl. Mittelbach, S. 88 ff.)° ⑤ 賃金税施行令 (Lohnsteuer — Durchführungsvorordnung) 第六条  
によれば、国庫の収託者として従業員の負担する賃金税を徵収し納付する義務を負う雇用主は、この税額などが分からぬ  
べからず、営業地の税務署に対して、賃金税に関する法令の規定の適用の有無などに関する教示 (Anrufungsauskunft) の発布  
を求める権利をもつ。しかし、雇用主はむろん、税務署があつた、この教示に拘束されだらうへど、ふる教示は行政行為で  
はだく、たゞなる法的見解の表明にやれだらうへどねれ (Kampmann, Die Erteilung von Rechtsauskünften durch die  
Finanzämter, 1963, S. 27—28)°。本書の引用は著者名のみならず行なへ—; Montreal, S. 37—38; Mittelbach, S. 93 ff.;  
Pfander, S. 57. 反対 Zeidler, S. 39)°。この教示の形式にてよれば規定されたがゆゑだ。 (Vgl. Kampmann, S. 28)° ⑥ 各  
トバーレの建築法令にみれば、正式の建築許可を申請するまでは、建築主は、建築官庁に対し、ある土地に建築するとの是  
非・建ぺい率などを含むて画面上の建築計画がどのよう建築法令に合致してゐるかの点に關し、書面にて照会し、  
これが認められると書面にて前決定 (Vorbescheid) が得れば、建築官庁は正式の建築許可の発布の手続によじて前決定に拘  
束されるべく。この前決定は、建築法上の確約にて異論なく承認されるべく (Pfander, S. 159—160)°。これが対し、  
Tittel, Zum öffentlich-rechtlichen Thema des 44. Deutschen Juristentages, DRIZ. 1962, S. 309 は、この前決定は固  
有の意味における確約ではだく、建築許可そのものであると解かる (画面上 Wolff, Verwaltungsrecht I, 8. Aufl., 1971, S.

322)。建築主は、この前決定によつて不必要的労力・費用、たゞれば、かつて正確な建築計画書の作成・提出、土地の購入などをやむを得ないことがわかる。<sup>(1)</sup> (Pfandner, S. 159; Wiethaup, Vorabentscheidungen über Bauprojekte, JR, 1960, S. 12)。(4) 以上の立法は積極的に教示・確約の発布の権利義務を定めるものであるが、連邦官吏法1八三条1項は、消極的に扶養料 (Versorgung) および俸給 (Besoldung) について、法令の規定する以上の金額を支払うとする確約 (Zusicherung) ・合意・和解は効力を有しないとして、官吏法上の確約のなかの財産権的確約の主要なものの許容性・拘束性を否定する。なお、法令上、確約について触れる最初のものとされる一八三五年三月七日のザクセン国家勤務者法は、「契約的ある」はそのほかの特別の確約 (Zusicherung) が発布されでないかぎり、本法が適用されねばならない」と規定していくといわれる (Grellert, S. 35)。(5) また、一八六一年五月二四日の法的救済の拡大に関するプロイセンの法律 (das preußischen Gesetzes betr. die Erweiterung des Rechtsweges) 26条は、官吏の財産権的請求権の裁判上の判断にあたっては、官吏に対し発布された Zusicherung を顧慮しなければならないと定め、また、ヴュルテンベルクにおいても官吏法上の確約の許容性を認める規定があった (Vgl. Grellert, S. 35-36)。(6) れども規定から、かつては官吏法上の契約的確約の許容性・拘束性は認められていたと解しうる。ところが、一九三七年のドイツ官吏法1六七条は、同法に定める以上の扶養料を与える旨の確約 (Zusicherung) ・合意および和解は効力がないと定め、この規定の趣旨が、やむなし、みぎの連邦官吏法1八三条1項によつて、俸給の確約にまで及んだのである。たゞ、Vgl. Herzig, Die nichtvermögenstrechliche Zusicherung im Beamtenrecht, Diss. Köln 1959, S. 14 Ann. 1 以下、本書の引用は著者名のみとする。(5) 教示・確約の発布は手続法分野においても法定められる。たとえば、行政裁判所法 (VGÖ) は、連邦官庁が不服申立ての許される書面による行政行為をするとき、連邦官庁に対し一定の教示義務を課すとともに、誤った教示を与えたときは関係人に對し法定の不服申立て期間の不遵守か、ひいては不利益の救済措置を定めている (五八条・五九条)。なお、財政裁判所法 (FGO) 五五条にも同旨の規定がある。(6) たゞ、Zeidler, S. 21. 古更法上の確約については Stich, Die Rechtsnatur der beamtenrechlichen Zusicherung,

ZBR, 1956, S. 251.

(4) たゞえども、雇用主が賃金税に関する不当な教示にしたがつて、長期にわたり法定の税額よりも少額の賃金税を徴収・納付したとき、雇用主は法定の税額を追加請求されない」とがある (Kampmann, S. 29)。

## 二 判 例

〔 〕 信頼保護の原則によつて違法な確約の拘束性を認める連邦行政裁判所 (Bundesverwaltungsgericht. 以下、BVerwGとよぶ) の判例がある。一〇五〇マルクの家具援助決定を行なう旨の調整署 (Ausgleichsamt) の口頭の確約 (Zusage) によつて家具を購入した相手方に対し、戦争による捕虜と家具の必要性との間の因果関係の存在といふ、法律の定める要件が存しなゝことを理由に家具援助金の給付が拒否された。BVerwGは、つゞきのようにいう。連邦行政裁判所の判例によれば、口頭の確約は、(1) 信義誠実にもとづく信頼保護の原則にしたがつて、(2) 確約が法律の禁止 (ein gesetzliches Verbot) に違反せず、(3) かつ、確約を与える官吏が確約を發布する権限を有するとき、官庁をして確約された行政行為の文書による発布を義務づける。<sup>(1)</sup> 確約の拘束性にとつては、確約の違法性ではなく、確約が法律の禁止に違反するかどうかが大切なである。もちろん、法律は、決定の発布は書面による旨を定めるが、この規定は証明機能 (Beweisfunktion) のみを有する。この規定が官吏の軽率な行為による拘束から官庁を保護するところの機能 (Schutzfunktion) をもつ場合にのみ、これを法律の禁止といつう。したがつて、本件確約は法律の禁止に違反しないと述べた。<sup>(2)</sup>

といふが、その後、つゞきの判決にみられるよへど、みそのBVerwGの見解は変わつたともに思われる。一九

五七年一月、ラント税務署長が、原告たる同署参事官 (Regierungsrat) を高等参事官に昇進させるため、法律の規定によりこの昇進に必要とされる連邦大蔵大臣の同意を求めた。同大臣は「現時点の連邦の関税行政における高職への昇進状況にかんがみて」、みぎの同意を与えることを拒否した。これに対し、原告は、一九五七年一月、税務署長から、同年一二月一日づけをもつて原告を高等参事官に任命する旨の確約 (Zusicherung) を受けたから、同日づけで原告は高等参事官に任命されたように法的に取り扱われるべきであると訴求した。この事案において、BVerwGは以下のようにいう。確約 (Zusage) の本質は、将来における行為ないし不行為をなすように自己を拘束するという意思でもって行なわれた高権的自己義務づけ (hoheitliche Selbstverpflichtung)、ところ点にある。官庁をして確約された行政行為（昇進）の発布を義務づける、ところ確約の拘束力は、大蔵大臣の同意があつてはじめて生ずる。拘束力を欠く確約は、とくにこの取消しを必要としないが、これは、確約は通例、将来において効力を生ずるという確約の本質に由来する。それにもかかわらず、原告は、確約に対する信頼保護の見地にもとづいてのみ、みぎ確約から、自己の主張する請求権を引き出すことがである。ところで、連邦行政裁判所は、瑕疵ある授益的行政行為の職権取消しにおいては、原則として、行政の法律適合性という公益が、この行政行為の存続性 (Beständigkeit) に対する相手方の信頼利益よりも優越するといふ。このような信頼保護の原則に対する制約は、瑕疵ある確約に対しても、より強められなければならない。けだし、仮の措置 (Provisorium) たる確約は、行政行為に対比して、その存続性は劣るといふのに、確約においては、行政行為におけるよろくな法律状態の回復 (Wiederherstellung des gesetzmäßigen Zustandes) やはだく、違法状態の惹起 (Herstellung eines gesetzwidrigen Zustandes)

が問題となつてゐるからである。い)のような場合において、連邦行政裁判所は、一九六〇年九月二一日の判決<sup>(4)</sup>において、明確に「違法の内容をもつた確約 (Zusicherung) の事案においては——信義則を顧慮しても——原則として、法律の執行と云ふ公益が、確約の遵守に対し相手方たる官吏の有する利益よりも大きい」と述べてゐるのは妥当である。かくて、官庁が確約を遵守しなければ、相手方に對し、おそらく受忍することのできない事態 (nahezu untragbaren Verhältnissen) をあたふことあるのみ、相手方の信頼保護の見地から瑕疵ある確約は官庁によつて履行される。BVerwGは、みぎのように述べて、本件においては、い)のような事情はなく、原告の確約に対する信頼は保護に値しないと結論づけた。<sup>(5)</sup>

本件判決は、最初にあげた判決に對比して、(1) 法律の禁止と區別される、たんに違法な確約の拘束性すら原則として認めず、(2) また、必ずしも明確ではないけれども、違法な確約の拘束性を根拠づける信頼保護の原則を信義則ではなくて、法的安定性に基礎づけるように思われる点において重大な差異があるよう考へられる。<sup>(6)</sup>

(1)・(2) BVerwG, Urt. v. 8. 3. 1956, BVerwGE, 3, S. 199. 法令にもとづいて、原則的には禁止されている外國為替に関する取引をなす資格付与の権限をもつ連邦經濟相の名において、同省參事官が、口頭によつて、原告の代理人の望む輸入取引は認可され、みぎ代理人はそのために必要な契約を締結しようと確約 (zusagen) した事案であった。OVG Lüneburg, Urt. v. 20. 8. 1960, DöV. 1961, S. 954 も、本文にあげた三要件を確約の拘束性の要件としてあげる。なお、口頭の確約は、信義則を基礎とする信頼保護の原則にしたがつて書面による行政行為の発布を義務づけるところ本文(1)の点は、ナドレ, PrOVG, Urt. v. 10. 10. 1935, OVG. 97, S. 189 などによつて認めた (Vgl. BVerwG, BVerwGE, 3, S. 203)。やがて、BVerwG, Urt. v. 7. 12. 1954, NJW. 1955, S. 805 によつて、BVerwGは、本文(1)の点によつて、住宅

建築のため住居および景観保護地域に存する土地を購入するための認可は発布される」とを認める郡の担当の係員 (Sachbearbeiter) による口頭の確約の拘束性を認めだ。やがて、その後、BVerwG, Urteil v. 31. 1. 1956, DVBl. 1956, S. 304において、難民としてニーダー・ザクセンからヴュルテンベルク・バーデンに移住させられた原告に対し、ラントの移住決定において、原告は、「およそ四四マルクの家賃で、台所・浴室つきの三室の新居を得る」と確約された事案において、BVerwGは、本文[1]の点にもとづいて、おそらく適法な確約の拘束性を認めた（なお、BVerwGは、本件移住決定の内容において、住居が特定されず、かく「およそ」四四マルクとあつたことから、原告が確約の存在を否定したのは不当である、といふ）。

(3) BVerwG, Ur. v. 27. 3. 1963, mit Ann. v. Haueisen, DVBl. 1963, S. 812. たゞ、本件判例のまゝ、BVerwG, Ur. v. 25. 5. 1961, NJW. 1961, S. 1882 が確約の許容性を認めた従来の BVerwG の判例を確認して、官庁の裁量余地(Ermessenspielraum) が、官庁をして確約の發布を可能ならしむるに詮ね、然るに、原則として、信頼保護の原則によつて、口頭の確約の拘束性を認め、また、本文(3)の点も認めただ。しかし、本文(2)の点に関して、確約が法律の禁止に違反するか、わあだへば違法であるときは、確約は拘束的ではなくといづれんた（なお、後者の判例における確約の拘束性についての説明へ回すのをひいて） OVG Hamburg, Ur. v. 13. 3. 1957, VewRspr. 9, S. 740°。

4) DVB1. 1964, S. 227. いの事案は、つるのとおりであった。一九三三年までは *Stadtturnrat* であり、同年四月、高校教師となり、その後軍役についた原告は、軍役中に犯した窃盜などによって懲役刑を受けたことを履歴書に記入しないで、戦後の一九五三年には終身官吏として *Stadtturnrat* に任命され、その後、高等参事官へと一九五五年には、*Regierungsdirektor* へ昇進した。その後、一九五八年になって原告の前科が判明したので、内務省の Senator は、原告の退職申請の提出前に、さらに、官吏法上の措置を行なうことは考えていないと確約し、その後一九五九年一月末でもって原告を退職させた。しかし、同年二月十六日、Senator は、かつての原告の高等参事官および *Regierungsdirektor* の任命を取り消し、

れい」と、その後、原告に対し、Stadtturnrat の職に見合った俸給上の服務年限と扶養料額を確定した。BVerwGは、によれば、詐欺によつてもたゞされた任命は必ず取り消されねばならないから、みぎ確約は違法であるとして、本文にあげた理由であつてみる確約に対する信頼 (Vertrauen) は保護されねばならないという原告の主張を拒否した。

(16) BVerwG, Urt. v. 24. 6. 1966, DVBl. 1966, S. 857. 本件判例は官吏法上の確約の拘束性の問題に関するものである。ところが、官吏法上の確約に関する最初の事案において、ライヒ裁判所 (Reichsgericht. 以下RGとする) は、官吏に対する報酬支払いの確約は撤回されえないとして、財産権的 (vermögensrechtlich) 確約の拘束性を認めた (RG, Urt. v. 25. 4. 1881, JW. 1881, S. 101)<sup>6</sup>。また、RGは、外務省のある職に従事するという条件つきで外務省の予算内官吏のうちに含むるところの勤務権的 (dienstrechtlich) 確約 (官吏法上の確約のなかに、主として財産権的および勤務権的確約の二種がある) については後述するようにして生ずるに至つた公法上の契約の許容性と拘束性を認めたことがあつた (RG, Urt. v. 10. 2. 1903, RGZ. 53, S. 423)<sup>7</sup>。しかし、その後、RGは、ある官職を貰え、なほ昇進をするとどう勤務権的確約は国家の高権に適合しないから、相手方に対し権利ではなく、たんに確約された官職に就くことの公法上の期待 (Anwartschaft) を生ぜしめるにやめたとし (RG, Urt. v. 4. 3. 1924, JW. 1924, S. 1361 Nr. 8)<sup>8</sup>。しかし、みる確約は、相手方に對し損害賠償請求権さえ与えないと述べ (RG, Urt. v. 7. 7. 1926)<sup>9</sup>。この確約はむづかしく官職を求める請求権は、國家および地方自治体の職務高権 (Ämterhoheit) に適合しないがたゞ、貰えられたこと述べ (RG, Urt. v. 25. 2. 1927)<sup>10</sup>。この種確約の許容性と拘束性を否定するもいた見解を述べた (後二者の判決はつづけ、Heyland, Die Rechtsgültigkeit von Zusicherungen nach deutschem und preußischen Beamtenrecht, 1932, S. 64-66—以下、本書の引用は著者名のみによる——を参照した)。しかし、その後またRGは、当初の見解にかえて勤務権上の確約の許容性を一定の要件のみで認めるとした (Vgl. Herzog, S. 57)<sup>11</sup>。

ふるべからずこれを認めたのではなく、むしろ、前記一九〇三年一月一〇日のRGの判決にみられるように、むしろ、確約の契約としての法的性質から確約の拘束性を根拠でけるように思われる点が注意されねばならない。なお、官吏関係からの生ずるすべての法的紛争は公法上の紛争に属し、これについては通常裁判所は、いつさい、裁判権をもたず、他方、帝国およびラント(ただし、ハンブルク、ブレーメンなどを除いて)においては、いわゆる列記主義がとられていたため、行政裁判所は法律の定める紛争についてのみ裁判権をもつ。ところど、財産権的権利の訴求は、帝国官吏法一四九条以下において認められた(この条項と同旨の規定はワイヤール憲法一一九条、一八六一年五月一四日の法的救済の拡大に関するプロイセンの法律一条および一八九九年七月三〇日のプロイセンの官吏法(Preuß. Kommunalbeamten gesetz)七条にみられたところHeyland, S. 18 Anm. 4)。しかし、勤務権的請求権についていえば、このような法律の規定がなかつたので、財産権的権利の訴求も拘束性が認められながらも、勤務権的権利の受領者に対する保護は与えられなかつた(RG, RGZ. 53, S. 429. u. v. 24. 5. 1901, RGZ. 49, S. 2-3)。

ボル基本法の制定後は、官吏法上の確約の許容性・拘束性は一般に承認された。たとえば、たとえば、VGH Württ.-Bad. Urt. v. 17. 6. 1949, VerwRspr. 2, S. 58は、ある官職を志望する相手方の意向に沿つて処置し、みる官職への任命権をめの官庁に対し、も相手方の意向に沿つた決定を行なうように提言するところ確約の真実性(Ernsthaftigkeit)お信頼(vertrauen)こと、相手方が従来の勤務関係を解消し、すでに取得していた扶養請求権(Versorgungsanspruch)を放棄した事案である、信義則によるとみぎ確約の拘束性を認めた。また、その後、VGH Württ.-Bad. Urt. v. 31. 3. 1950, DVBl. 1951, S. 121は、ある官職に任命するところ確約の拘束性の要件として、(1)官吏法を支配する形式厳格性(Formstreng)との関係から、ある程度の形式要件、少しつづれ、なんらかの方法で文書によつて告知し、(2)また、権限ある国家機関が自己を拘束するところ意識および意思(Bewußtsein und Willen)をもつゝをあげる。そして、第三の要件として、「信頼保護、すなわち、確約の拘束性を争う」とが信義誠実に違反する、ふるべからずをあげるべきかどうかは、

本件においては述べなべてよ」と判示した(官吏法上の確約の許容性・拘束性を認めるその後の判例については Grellert, S. 29 Anm. 18 参照)。

やむを得ず、手続法的にも、基本法一九条四項に定める概括主義の採用などによつて、財産権ないし勤務権上の確約のいやれの受領者も、確約にもとづく権利を行政訴訟によつて訴求できることになった(Vgl. Grellert, S. 125 ff.) (ただし、法律上、財産権的確約の重要な部分の許容性・拘束性が否定されてゐる) (注(6) 参照)。

(6) もうとも、本件判例が、信義則に触れてゐる一九六三年九月一二日の判決を引用し、かゝり、信頼保護の原則にもとづいて瑕疵ある確約の拘束性が認められる場合として、相手方に對し受忍するといふのできない事態をもたらすところの点は、その後、 BVerwG, Urt. v. 19. 1. 1967, DVBl. 1967, S. 663 においても確認された) と述べてゐるのは信頼保護の原則を信義則に基礎づけるように思われなくもない(次注(7) 参照)。しかし、 BVerwG は、瑕疵ある授益的行政行為の職権取消しの可否の決定において基本法二〇条三項の法治國原理にもとづく利益衡量を行なうやうに、みぎ行政行為の存続に対する相手方の信頼保護を法的安定性の原理に帰属せしめてゐる。本件判例は、瑕疵ある確約に対する相手方の信頼保護の問題を考えるのに瑕疵ある授益的行政行為の職権取消しにおける原則を類推的に適用するのであるから、本件判例は、瑕疵ある確約における信頼保護の原則を、信義則ではなく、むしろ法的安定性の原理に基づくものである。 BVerwG の見解は本文にあげた(1)・(2)

(7) Pappermann, Das Formerfordernis bei Zusagen, ZBR. 1968, S. 203 は、 BVerwG の見解は本文にあげた(1)・(2)・(3)の三要件が存するとき確約の拘束性を認め難いである、と解する。すなわち、本件判例は、前述した判例のあげる確約の拘束性のための(2)の要件について論じ、法令上、必要とされる他官庁の同意を欠く確約は、この(2)の要件を充足しないから拘束性がないと判示した、と解するのである(S. 203 Anm. 12 参照)。(なお、前注(6)参照)。

なお、この点に関して、 BVerwG, Urt. v. 28. 10. 1959, DöV. 1960, S. 225 は、違法な確約の拘束性を信義則にもとづく信頼保護の原則から根拠でなく、やむを得ずの信義則は法秩序の核( Kern )を成すから「違法な行政行為の存続効を認め

れば法治国は自己を放棄する」(「オルストホフ」)ことにはならないとして、信義則は法治国原理の構成要素であるかのよう  
に判示した点が注目される。この事案はつぎのとおりであった。一八九五年生まれの原告はソヴェト占領地域に住み、寡婦  
年金をうけていたが、一九五三年三月、被告 Senator は、原告に対し、無期限の移住許可の発布後に住居を西ベルリンに移  
せば扶養請求権を与えると確約し (zusagen)、みぎ移住許可後に原告は西ベルリンに移住したので、同年一月、被告は原  
告に対し寡婦年金の給付決定をした。翌年一〇月、原告による法定の期日の要件 (Stichtagsvoraussetzung) の不遵守を理由  
として行なわれた被告による年金支払決定の取消しは、信義則に違反するとして過去のみならず将来にわたって排除される  
と判示された。本件事案は、一般に、瑕疵ある授益的行政行為の職權取消しの問題と考えられるようである (遠藤博也・行  
政行為の無効と取消六五—六六、七〇—七二頁参照)。

(1) 信頼保護の原則にもとづいて違法な教示・確約の拘束性を認める連邦財政裁判所 (Bundesfinanzhof, 以下 B  
F H といふ) の判例がある。不動産取得税法六条の規定によれば、設立後二年になる会社の財産から不動産を持ち  
出した社員は、同条に定める租税の優遇措置をうけることはできず、この優遇措置をうけるためには、みぎ会社が  
不動産の持出しまえ五年以上存続していなければならなかつた。ところが、みぎ持出し契約の締結まえに行なわれ  
た社員の照会に対し、税務署の担当の課長 (Sachgebietsleiter) は、本件不動産の持出しにはみぎ規定の定める優  
遇措置が適用される旨、口頭で確約 (Zusage) した。この契約締結後に不動産取得税仮決定がなされたのであるが、  
この理由として、被告税務署は、このような優遇措置が適用される旨の教示 (Auskunft) は明らかに法律に違反す  
るから有効ではない、と主張した。BFH はつぎのようにいう。明らかに法律の規定に違反する教示には、すべて  
拘束力がないとはいはず、この教示を得た納稅義務者は信義誠実による保護をうけるいともありやう。このように

こういとは、被告税務署の引用する第六部の判決<sup>(1)</sup>——明らかに法律に違反する確約(Zusicherung)は無効であり、このことな、とくに納税義務者が確約の違法性を知っていたか、または知ることができた場合に妥当する、というもの——に違背するものではない。けだし、第六部じたい、そのほかの部と同じように、强行法規に違反する教示が税務行政手続を拘束することを、しばしば肯定してきたからである。<sup>(2)</sup>

ところで、違法性を純粹に客観的に理解すれば、違法な教示・確約の拘束性は否定される。しかし、BFHが違法性を「」のように解さないことは、本件判例にみられるとおりであり、この判例の解釈は妥当である。したがつて、第六部の判決が、明らかに法律に違反するものとして、納税義務者が確約の違法性を知っていたか、知りうる場合をあげているのは、これを例示的ではなく、制限的なものと解すべきであろう。法を知らない相手方が教示・確約の違法性を知っていたか、知りうるのは、例外的事案にかぎられる。したがつて、たとえ、信義則を基礎とする信赖保護の原則を顧慮しても、租税法領域における違法な教示・確約の拘束性は原則として認められない、とBFHが説くようには思われない。<sup>(4)</sup>

(一) BFH, Urt. v. 4. 8. 1961, NJW. 1962, S. 319 (本件判例は、中川一郎「税法における信義誠実の原則に関する西ドイツの裁判例」シヨトイエル八一号四四頁以下に紹介されてる)。この判例は、それまでの確約に関するBFHの各部の判例を総合的に評価し要約して、確約の拘束性の要件(この要件については後述する)を抽出しており、重要な判決としてそのほかの判例・学説などにしばしば引用される。

(二) BFH, Urt. v. 9. 5. 1967, Slg. 89, S. 20 (本件判例は、中川「前掲資料」シヨトイエル六八号三五頁以下に紹介され、記述)。

(3) Weisensee, Auskunft, Zusage und Vereinbarung im Steuerrecht, DSIZ / A. 1964, S. 181 が「明かに法律に違反する」確約の意味よりのみに解して、官庁のみが確約の違法性を知つてあれば信頼保護の原則によつて確約は拘束的となるとする。これに対し、Montreal, S. 81 は、みその第六部の判決を考慮に入れたらえど、BFHは、行政の法律適合性の原則および課税の平等原則によつて違法な教示・確約の拘束性を否定する、と考える（同上認識を有するも◎ Pländer, S. 273-274）。

(4) ライヒ財政裁判所 (Reichsfinanzhof, ライヒスフィナーンツホフ) は、行政争訟手段 (Rechtsmittel) と闘うる教示についてのおもへ最初のケースによると、「納稅義務者が誤った (falsch) 教示を信頼して行政争訟手段を取り下せたとしても、のむべ、あたたひ行政争訟を進行」 (Falsche Anträge, R.F.H., Urt. v. 24. 9. 1924, StW. 1924, Sp. 1420 Nr. 520. u. v. 13. 1. 1926, StW. 1926, Sp. 312 Nr. 53) 不当な (unrichtig) 教示の拘束性を認めだが、しかし、これは信義則なし信頼保護を理由としてやはなかつたように思われる。といふが、その後、納稅義務者が、自己が意図したのに実行した行為に対しても不動産取得税が賦課されるか照合したのに対し、ハント税務署長は、不動産取得税法一条および五条にいう租税債務は生じないと教示し、のちに、この教示に適合しない租税の査定処分がされた事案において、R.F.H.は、この教示の拘束性を否定しても信義則に違反しないとして、その理由をつわのよろに説いた。おや、この教示はAO111〇条二項にいう確認決定ではないこと、納稅義務者が教示を信頼して行動しても、それは自己の危険において行為しているにすぎないといふ、租税法は財務官庁の法的見解の変更を広汎に許しているが、これは、租税債権者は、契約当事者として租税債務者に対置するわけではないから、民法におけるように租税官庁による請求権の放棄は一般に許されないといふ、おあざた (RFH, Urt. v. 29. 7. 1927, StW. 1927, Sp. 757 Nr. 535) の判断にその後のR.F.H.も従うところであるが (Kampmann, S. 59-60)、しかし、R.F.H.は、その後、一九四一年九月一〇日の判決において、税務署が行政争訟手続を避けるために租税決定を納稅義務者の有利に変更するところの合意 (Vereinbarung) をすれば、税務署はその確約 (Zusage) に拘束される、と述べたところ (Vgl.

BFH, Urt. v. 26. 5. 1961, NJW. 1962, S. 511<sup>o</sup>

これに対し、BFHは、信義則によるべからず違法な教示・確約の拘束性を認めたたりむかんべんな（Montreal, S. 73 ff. にその若干の具体例が紹介されてる）。たゞ併せて BFH, Urt. v. 6. 3. 1957, BStB1. 1957 111 S. 173, Slg. 64 S. 464 は、一九五五年五月六日、納税義務者が電話によって新法よりもおよそ1/3低い税率を定める法律の利益をうけるためには自動車税は本日あるいは翌七日のいずれに納付すべきか照会し、税務署が七日まで旧法が適用されると述べ納税義務者がこの教示にしたがって七日に納税した事案において、実際には七日に施行された新法にしたがったのやの租税賦課処分は信義則に違反するとして、違法な教示の拘束性を認めた（たゞ、Friedrich, Zur rechtlichen Bedeutung von Zusagen eines Finanzamts, FR. 1958, S. 505-506 によれば、信義則によるべからず確約の拘束性を認める一九五五年11月15日の未公表のBFHの判決があるところ。なお、Weisensee, aaO S. 183 の西用かる判例参照）。また、行政争訟手段の取下せに關する事案においても、すでに一九五二年七月三日のBFHの判決（BStB1. 1952, 111 S. 241, Slg. 56, S. 627）は、税務署の不正当な教示の拘束性を認めた。やがて、その後、BFHは、法を知らない納税義務者が不当な教示の正当性（Richtigkeit）を信頼して行なった行政争訟手段の取下げを無効にする教示の要件として、(1) 書面であるといふ、(2) 権限を有する税務官庁が（拘束性を）留保しないで発布すること（したがつて、上級審に係属中の手続に關しては税務官庁は拘束的教示を発布しないといふ）、(3) 発布時において不正当な教示たるいふ（したがつて、発布時に正当な教示がのちの判例変更により不当とされたとあれば、この教示は争訟手段の取下げを無効にはしない）をあげ、この三要件が充足されるとき、税務官庁が争るべきであったとあれば、この教示は立証問題にするか、おだ、みや(1)の要件についても、法を知らない納税義務者が問題となつてゐるかぎり、信頼保護の見地から、上級審、たとえばBFHに係属中の手続における納税義務者

の争訟手段に關する税務署の不當な教示の拘束性を認めた。判決の係員 (Sachbearbeiter) のもと拘束的教示を發布したとの認めだ (BFH, Urt. v. 17. 8. 1961, BSTB1. 1962 111 S. 107, Slg. 74, S. 284)。なお、BFHは、  
みわのいは不當な教示によって当初からの争訟手段の不提起の場合における解釈によっては Maas-  
sen, Beachtlichkeit eines Motivirrtums des Steuerpflichtigen nach falscher Auskunft durch das Finanzamt, B. 1960,  
S. 100.

なお、Montreal, S. 73, 77 は、みわの一の判決によつて、BFHは從來の判例を根本的に変更したところ。ただし、  
BFHは、法律に違反する教示・確約の拘束性を否定して、立法者によりて財務官厅に対し決定余地 (Entscheidungsspielraum)。  
BFH, NJW. 1962, S. 512) なしと判断余地 (Beurteilungsspielraum). BFH, NJW, 1962, S. 320) を与えられた問題に關  
する教示・確約の拘束性のみを認める、と解するからである。しかし、モンtréal (Montreal) が、この一判決以後BFH  
は違法な教示・確約の拘束性を原則的に認めないと解するのであれば、モノナールの見解は妥当でないようと思われる。

II いわゆる連邦社会裁判所 (Bundessozialgericht: ブンデスソциアルゲルヒト) の判例がある。原告は、被告行政庁  
による「離婚した夫に対する扶養料請求権を放棄しても、しなくて、国から受ける寡婦更生年金額には影響を及  
ぼさない」という教示 (Auskunft) を信頼して、離婚した夫との間に、夫に対する扶養料請求権を放棄する旨の合  
意をした。ところが、のちに、被告行政庁は、原告の離婚した夫に対する扶養料請求は毎月九八・八〇マルクとし、  
これを考慮に入れて寡婦更生年金の給付決定をした。この事案において、BSGは、まず、本件寡婦更生年金の給  
付決定の合法性を認めたあとそのように述べた。前記教示は、そのなかになんの確約 (Zusicherung ～ Zusage  
を交互に用いる) が含まれず、たんなる行政の意見の表明 (schlichte Verwaltungsaußerung) であつて、それだけ直  
接の法的効果はない、拘束力をもたないから、たゞ信義則によつて、信頼保護の原則によつて、行政は、教示

にしたがつて違法な決定をなすことを義務づけられず、法律関係を合法的に規律するのと妨げられない。被告行政庁は、法律上の要件が具備される場合にのみ、本件年金の交付決定をなすべきであつて、この決定は被告行政の裁量領域(Ermessensbereich)には存しない。被告行政は、のやほどの年金決定にやうし、不当な教示に対する原告の信頼を考慮しうるための形成の自由(Gestaltungsfreiheit)をもたない。拘束的でない教示に対する市民の信頼は、職務義務違反によるべく損害賠償請求によつて保護される。

このようにBSGは、原則として違法な教示の拘束性は、たゞ信義則を基礎とする信頼保護の原則によつても認められず、違法な教示に対する相手方の信頼の保護は、基本法三四条ならびに民法八三九条の職務義務違反にも

とづく損害賠償請求訴論によつて考へて、それが分かる。

(1) BSG, Urt. v. 25. 10. 1966, BSGE, 25, S. 219.

(2) こばこば、学説などと同様やね BSG, Urt. v. 21. 3. 1961, NJW. 1961, S. 1646 は、本文にあげたBSGの判例とほぼ同旨であるが、やうに、現代の法生活において、市民は、費用・労力の多大の消耗を伴う自己の決定をなすまえに、この決定をなしうるための行政官庁の将来の決定に対する保証を得たことから強い欲求(ein dringendes Bedürfnis)をもつゝる、教示はむろん、確約(Zusage)が行政行為ではないから瑕疵ある授益的行政行為の取消しが闇かね一般行政法上の原則は適用されないといふ、おひだりだれも法律に違反する行為をなすことを義務づけられないと民法一三四・一三八条に由来する一般法思想によつて確約された行為が法律の命令なし禁止(gesetzlichen Gebot od. Verbot)に違反するとかほの確約は拘束的でないといつて、これ以外のたんなる違法な確約の拘束性を信義則によつて信頼保護の見地から認めの可能性などを示した。この事案はうちものとおりであった。一九五四年一月、被告疾病金庫(Krankenkasse)は、從来、

一ヶ月の分担金が一〇・〇八マルクである俸給クラスVに属していた原告を、一ヶ月の分担金が一七・二八マルクであるIIIクラスに置き換えた。原告の主張は被告は一九五一年八月一四日づけの書簡において、原告が昇給し、かつ、原告の申請にもとづいてのみ分担金額を上げると、確約したから（BSGは、みぎ書簡には教示および確約が含まれるという）被告のみぎ行為は許されない、というのである。

## 二 教示・確約の意義

### 一 教示・確約の概念および種類

(1) 学説の多数は、教示および確約の両概念を相互に区別するマルクマールを行政官庁に対する拘束性の有無において、教示はこの拘束性をもたないのでに対し確約はこれを有する、と説く。しかし、この多数説は、そのなかに若干性質を異にするつぎの二つの説を包含するようと思われる。すなわち、第一説は、教示とは事実ないし法の解釈・適用に関する行政官庁の知識（Wissen）・見解（Meinung）の表示であるのに対し、確約は行政官庁が高権的に将来における自己の行為・不行為を約束する意思表示であるとして、法的内容の面からも教示と確約の間を区別する。<sup>(2)</sup> この点に關し、官吏法上の確約の概念について、学説は、圧倒的に、公法上の雇主（Dienstherr）が、個々のもしくは個別的に特定しうる多数の官吏ないし官吏志望者（Beamtenanwärter）に対し、一般に現行官吏法規の規定する以上の授益的法的地位を与える公法上の法律行為であるといふ。<sup>(4)</sup> いの見解は、みぎに述べた第一説に対比して、確約の法的内容を明らかにしようとする意図は同じであるが、必ずしも確約の高権的性格を明確に説いていないな

どの点において第一説と異なる。これに対し、第二説は、教示と確約の本質的概念的差異を拘束性の有無に求めるが、それ以上に、確約の概念要素として、官庁の表示の内容を問わない点において、第一説とは異なる。さらに、第三説は、租税法上の教示・確約に関する主張され、B F H の判例によれば教示および確約のいずれも信義則なし信頼保護の原則にもとづいて拘束力をもつことを理由として、教示と確約との間の本質的概念的差異を拘束性の有無におく多数説は、両概念の相互間を峻別しえないと批判し、将来における裁量決定を表わす官庁の表示が教示であるのに対し、裁量の余地のない決定を表明する官庁の表示は確約であるとして、官庁の表示の法的内容面からのみ、教示と確約との間を区別する。

おもうに、第三説が批判の対象とするのは、第二説、とくに確約も教示と同じように信義則を基礎とする信頼保護の見地から拘束力をもつと説くB F H の見解である。第三説の批判じたいは妥当であるから第二説は適切ではない。これに対し、第三説の批判は、第一説に対する妥当しない。けだし、第一説は、拘束性の有無という官庁の表示の法的效果の面のみからではなく、あわせて法的内容の面からも教示と確約との間の概念的区别をするからである。さらに、第三説じたい、教示と確約との間を本質的に区別する概念的メルクマールをたてているかは、疑問のないこともない。これに対し、第一説による、とくに法的内容面からの概念的区别（確約を発布する「官吏の拘束的意思」を確約の概念内容に含めるのであれば、<sup>(7)</sup>この点には賛成しえないが）は妥当であり、これによつて官吏法上の確約も含めて統一的に確約概念を把握しうるようと思われる。

(1) この確約にあたる用語として、判例・論文は、明確に理由づける」となく Zusage もしくは Zusicherung を用いるが、

Zusage の方が多く使われる（第五回イイ法曹大会の決議も Zusage を使用する Mitteilung: 44. Tagung des Deutschen Juristentages in Hannover, NJW. 1962, S. 1854 ff.）。ただし、恤吏法上の確約は「うなづけ」や「おしへ」、「むべつけ」、BVerwG, DVBl. 1966, S. 857. u. DVBl. 1967, S. 663; BGH, Urt. v. 27. 4. 1970, DVBl. 1970, S. 861<sup>o</sup> など、Bank, Die Problematik formloser Zusicherungen im Beamtenverhältnis, ZBR. 1964, S. 38 では Zusage が、官庁の高権的行為を対象とする「ゆふふくせん」示唆である。

略示され。

アムヨウ、確約の合意 (Vereinbarung) は、回1の事項として概念が開拓して用いられるのが (だんぱせき)  
Apelt, Der Verwaltungsrechtliche Vertrag, 1964, S. 107 ff; Zumah, Die Rechtsgültigkeit von Vereinbarungen oder  
Zusicherungen über die Begründung und Gestaltung eines Beamtenverhältnisses, ZBR. 1954, S. 200 ff; Herzog, S.  
7; Bullinger, Beamtenrechtliche Zusagen und Reformgesetzgebung, 1972, S. 1 ff. (註) 本書の引用は著者名のみ。  
トヨヒタ(なへ)、同様の表現 (トヨヒタ)、官庁の確約と相手方の確約が文書 (トヨヒタ) による合意がみられる。と解される  
マーカス (Maassen S. 64-65. シムヨウ Strotkamp, S. 16 は、確約は行政行為であるが、合意は公法上の契約である。シムヨウ  
Weisensee, aaO S. 180 は、確約は将来の事実に関する与えられるが、合意・和解はすでに実現された事実の租税上の  
取扱い (トヨヒタ) の問題 (トヨヒタ)。確約の概念的に区別された合意 (トヨヒタ) は、本稿の考察の対象から除外される。シムヨウ  
確約の中の合意はむしろ、契約・和解 (Vergleich) おもむいて解すべきとの Rusch, Sind Auskünfte und Zusagen der  
Steuerbehörden an Steuerpflichtige rechtswirksam, DGemSZ. 1958, S. 18.

(3) い)の表現 (トヨヒタ) おもむく一般処分たる確約が念頭におかれ (Vgl. Heyland, S. 95)。ただし、Grellert, S.  
110 は、官吏法上の確約の契約的性質を承認する以上、一般処分たる確約の存在は認められない。しかし、確約一般  
トヨヒタ、一般処分たる確約の許容性・拘束性を承認する (トヨヒタ) Zeidler, S. 42, 49; Pieper, aaO S. 247 Ann. 117;  
Strotkamp, S. 22. なお、不特定の官吏等に対し、本文に述べる法的地位を含む終束 (トヨヒタ)、確約の概念は含めないのが妥当  
トヨヒタ (Heyland, S. 3-5; Herzog, S. 5-7; Strotkamp, S. 22).<sup>9</sup>

(4) Heyland, S. 3 で提唱 (トヨヒタ) の確約の概念規定は、その後の争議 (トヨヒタ) らべて承認 (トヨヒタ) (だんぱせき)  
Zurmahr, aaO S. 200; Thiele, Zur Frage der Rechtsgültigkeit sog. dienstrechtlicher Zusicherungen, DöD. 1958,  
S. 101. 後者のものでは、官吏法上の確約の公法上の契約的性質を説く Herzog S. 12, 15, 24 と異論 (トヨヒタ) するが、Grellert, S.

150 せ、異なる概念規定を有する。

(5) *AEH* の記解が、いれどある (Vgl. Montreal, S. 21–22)<sup>o</sup> 「*Juristische Immobilien*’’ Immesberger, aaO S. 1117. たゞ、Zieldler, S. 14, 43 が確約は特殊の性格をもつ教示であるとの前提にたって、確約は拘束的法的教示であるが非拘束的確約は教示であるとのみ回顧である。

(6) Montreal, S. 23 ff. たゞのふへば述べて、税務署が、法律の範囲内において、所得に対する 15% の課税をかると述べたんあらへ、10%～30% の間で課税をかるとする所では差異があり、前者の表示は確約であるが、後者の表示は教示である。説へ。回顧 Raatz, Bindung der Verwaltung nach Treu und Glauben, insbesondere durch Auskünfte, StWa. 1959, S. 127. たゞ、官庁の表示の拘束性と法的効果の面からの教示と確約との間の概念的区別を行なねば点だば、次注(7)におけるチップケ (Tipke) あるいは少數説へ回顧である。

(7) 第一説のへば、この点を明示するものとして *Bürokratie* の半例、Schroeder-Prinzen, aaO S. 55 がある。たゞ、Strotkamp, S. 9 は、確約の定義における、官吏が田口の発布する確約は拘束的であるとの意識および意思をもつて書かれたのが重要であると見て、やむなし Tipke, Bindung an Zusagen und Auskünfte, StW. 1962, Sp. 703 が、多数説を批判して、確約は義務づけ意図 (Verpflichtungswille) によってなされた表示のみを概念解釋すべきに對し、義務づけ効果 (Verpflichtungseffekt) せ、撤回性 (拘束性) の問題であると見て、これが1つの点については疑問がなくはならじとは後述する。

〔1〕教示にのこりせ、これらとの分類法があるが、概して、一般的教示と具体的教示、あることは、事実の教示と法的教示の分類法がひらく行なわれており、この分類法は、教示の法的性質・拘束性などを考察するのに有益であると思われる。具体的教示は、(1) 特定の相手方に対し、かゝ、(2) 特定の具体的生活事実に關して与えられる教示であり、これに対し、ふたつ(1)・(2)の双方をこなすば、シヤれが一方のマルクマールをもたない教示が一般的教示で

(<sup>3</sup>) 具体的教示とは異なり、一般的教示については、相手方の教示に対する信頼保護を考慮に入れても、この教示の拘束性は生じない。<sup>(4)</sup>また、事実の教示とは、たとえば、勤務時間・住所・道路状況など事実のみに関する教示をいい、この教示は、その発布の手続は別として、その内容は適法・違法の基準では評価することができない。これに対し、法的教示は、法状況に関する教示をいい、この教示の内容は適法・違法の評価が可能である。通例、法を知らない相手方の信頼の対象となり、したがって、その拘束性の有無が問題となるのは、法的教示である。法的教示には、要件事実(Tatbestand)に関する教示と法的効果に関する教示の相互間の区別は、むつかしいことがある。

これに対し、確約については、通例、法的行為を約束する確約はあっても、事実を約束する確約は存しえないといわれるが、必ずしも後者の確約の存在をすべて否定することはできないように思われる。<sup>(7)</sup>このほか、いろいろな確約の分類法が主張されているが、一般に、教示におけるように一致した分類法は行なわれていないようである。<sup>(8)</sup>しかし、官吏法上の確約については、確約の受領者の人的測面における授益をその直接の目的とする勤務権上の確約(主要なものとして任命・昇進・再雇用などの確約がある)と経済的測面における授益をその直接の目的とする財産権上の確約(主要なものとして、官吏の俸給および扶養料の額・支払方法に関する確約がある)に分けるのが通例である。<sup>(10)</sup>

- (1) Zeidler, S. 15 ff. に種々の分類法があげられている。
- (2) 租税法上の教示について、たとえば、Kampmann, S. 5ff.; Montreal, S. 16 ff.

(3) Montreal, aaO.

(4) Vgl. Raatz, aaO S. 127.

(5) Zeidler, S. 15-17. もとより、Zeidler, S. 16, 38-39 は、通例、要件事実が明確であれば法的効果も明確であるから、要件事実の教示と法的効果の教示との間の明確な区別は、法効果裁量の領域においてのみ可能である。ところ (同上結論 Beinhardt, aaO S. 482 Ann. 15)<sup>9</sup>

(6) Zeidler, S. 41; Strotkamp, S. 10. ジャーナル、Montreal, S. 26-27 は、租税法上の確約について、本文にあげた法的行為を約束する確約 (ルール、規則等事実概念を対象とする確約) と、法的効果を対象とする確約に分ける) に対置され、1点の事実を推定する確約をあげる。

(7) たとえば、VGH Württ-Bad., VerwRspr. 2, S. 58 (本稿 1・11・1注(5) 参照) は、この種確約の拘束性を認めた判例である。解説。なお、次注(8)参照。

(8) Vgl. Montreal, S. 26-27 (前註(6)参照)。なお、Zeidler, S. 41-42 は、確約の法的性質の問題を考慮するにあたって重要な分類法として、(1) 法律を確約したように執行するという確約、(2) ある官庁が他官庁において行なわれる手続になんら異議を述べないという確約、(3) ある官庁が請願を他官庁に対してもせんするという確約、(4) 一般人に対する確約、の四種類をあげる。Strotkamp, S. 11 は、行政行為の發布ないし不發布を目的とする確約と、それ以外の行政作用を対象とする確約に分類し、この分類法が最も重要であると考えるようである。

(9) ふつうに、周知のよいか、我が国において、行政法上の関係に禁反言の法理を適用する判例があつた (東京地判昭和四〇年五月二六日判例時報四一第一号三三三、三三五頁)。この事案において、相手方法人に対する、税務事務所長の「本件土地建物は……非課税の取扱いをする」とに決定した」旨の通知は、本稿にいう将来における官庁の不行為を約束する「確約」に当たる、やむと、この確約のなかには、固定資産税の賦課を定める地方税法の規定は適用されない、といふ具体的・法的

「教示」が含むべきものと解すべき。

(10) Heyland, S. 6 は、やむより、第三の確約として、勤務権および財産権上の授益を同時にその直接の目的とする確約をあげる。例へば、官吏希望者を官吏に任命する同時に、かれに対し特別の手当を支給するところの確約をあげる(ただし、Vgl. Herzog, S. 11. ふれの「公法における」Thiele, aaO S. 101-102; Herzog, S. 11, 22-23. たゞ、Vgl. Grellert, S. 43-45)。やむより、Heyland, S. 44, 56 ff. は社員いや財産権的確約の存在を認める。Herzog, S. 125; Grellert, S. 117-119 は付款つき勤務権的確約の許容性を認める。Stich, aaO S. 252-253 も基本的にはヘルハーメル(Herzog)と同じであるが、ただ解除条件つき確約の許容性は認めない。これに対し、侵益的確約は、確約は相手方に義務を課すものなら、ただ面上のみを義務づけることの確約の本質に反するから確約の概念に含めないとされるべきがおる(Vgl. Kellner, Referat zum Thema des 44. Deutschen Juristentages, Verhandlung des 44. Deutschen Juristentages, Band II Teil D. 2. Abteilung, 1964, S. 58. もだ、Tittel, aaO S. 309 は侵益的決定を対象とする確約は確約に不可欠の要素たる自己拘束がみられないから、それを威嚇(Androhung)なよし通告(Ankündigung)の對応方が、言語上も法的にも妥当であるとする。また、確約すなわち授益的行政行為<sup>アムツトフアムゼン</sup>だつべきだ。Stich, aaO S. 251; Thiele, aaO S. 101; Wiggett, Die Zusicherung einer Ernennung oder Beförderung im Beamtenrecht, DöV. 1959, S. 170; Schütz, Die Zusage im Beamtenrecht, DöD. 1969, S. 22.)。しかし、たゞ確約の法的性質を行政行為と考えて、確約はその発布の瞬間から具体的な法的効果を及ぼすべしとする。相手方に対する義務だけは確約された侵益的行政行為などの発布があつてはじめて生ずるようと思われる。したがつて侵益的行政作用を対象とする確約も確約概念に含めて解かねのが妥当である。

## I 教示・確約の現代的意義

現代行政法における教示・確約の意義について、シトイ・トゥー<sup>トゥイ・トゥー</sup>の如きは述べる。民主主義国家における行

政は、立憲君主制における行政よりも、はるかに法律に依存する行政である。ところで、わずかな専門家だけに、その内容が分かる法律にあっては、公布された規範は公衆に知られているという推測は、*Fiktion* にすぎない。このような事情においては、行政は、支配 (Herrschaft) 者ではなく、奉仕 (Kundendienst) 者たるべきであり、行政は、個々の市民、ことに社会的弱者たる市民の利益のために助力すべきである。市民は、ある計画・事業をおこすとき、前もって、法律を具体化する官庁が、かれに対しどのように法律を適用するかを知りたい。市民は、不利益をさけ、利益を得るためになにをするべきかを、官庁の助言によって決定しようとする。このときにあって、官庁のなす教示・確約が市民の手助けとなる。このような市民の行政に対する強い依存性のなかに教示・確約問題の根源がある。<sup>(1)</sup>

このようなツアイトラーの見解は、ひろく学説の承認を得ており、また、明示的にこれを認める判例もあり、きわめて妥当な見解であるように思われる。<sup>(4)</sup> 教示・確約のもつ現代的意義をこのように考えるならば、教示・確約の内容・発布の手続などが、適法なときはむろん、さらにたまたま違法であつたとしても、教示・確約の拘束性を承認すべきであろう。けだし、市民は法律に明るくないからこそ、教示・確約の発布を求めたのに、違法な教示・確約の拘束性が否定されるのであれば、市民は発布された教示・確約の合法性を確認したうえで、自己の決定をしなければならなくなる。かくて、ほんらい市民の手助けをするための教示・確約は、それが発布されたことによつて、逆に、市民に対し、より多くの負担を課すことになり、これは、前述した教示・確約のもつ現代的意義を失なわせる結果となるからである。<sup>(6)</sup>

(一) Zeidler, S. 10-13.

- (二) 教示・確約一般として Rohwer-Kahlmann, Behördliche Zusagen und Vertrauenschutz, DVBl. 1962, S. 625; Beinhard, aaO S. 481; Strotkamp, S. 2; Berninger, Die Bedeutung und Wirkung der Zusage für die Verwaltungspraxis, Bundeswehrverwaltung 1968, S. 281; 租税法上の教示・確約として Heinlein, Ist das Finanzamt vor Durchführung der Veranlagung zur Auskunft verpflichtet?, DStR. 1956, S. 341-342; Rusch, aaO S. 18-19; Nake, aaO S. 1193; Flick, Verbindliche Auskünfte des Finanzamtes, SiW. 1961, Sp. 249; Thoma, Zur Frage einer Betriebspflichtungsordnung und zur Frage von Vorwegentscheidungen und verbindlichen Zusagen, StbjL. 1960/61, S. 24 ff.
- たゞ、 Kampmann, S. 2-4 通りの如きが、たゞ、 税務署は、課税手続における納税義務者の協力義務を履行せねばならぬと、納税義務者はよむ教示・確約の発布の要求にいたえなければならんべ説へ。それと、 Czylik, Die Erteilung von Rechtsauskünften durch die Finanzämter, DStR. 1960, S. 99 は、本文にあたりとば、教示・確約の許容性のための「なぜ」実際的理由とするべし、課税手続における税務署と納税義務者の協力義務——AO 14〇条以下にこれを定める規定があることを述べる——に、教示・確約の発布を許す根源があるべから。しかし、私見によれば、このように納税義務者の協力義務から、教示・確約の発布の必然性を根拠づける見解は、それだけでは形式的論理に過ぎず、これが以上で、真に教示・確約の発布を必然的なとする現代における市民の行政に対する緊密な依存関係をじゅうへゆくに考慮していく点において、妥当ではないと思われる。あるいは、ときの見解は、租税法を除いて、憲定法ないし法理論的に市民の行政に対する協力義務が明確に承認されていない行政法領域における教示・確約の発布の必然性をじゅうへゆくに根拠づけえた。

- (三) たゞ、 BSG, NJW. 1961, S. 1647 (本稿 1-11・注(二)参照)。また、 BGH, Urt. v. 6. 4. 1960, NJW. 1960, S. 1244 は官吏は「市民の助力者」たゞぐれどあらへんから、建築法規の改正が差し迫つてゐるから、官吏が改正

後の法規にしたがつて建築するところ建築許可の申請者の意図を知れば、官吏は、申請者に対しみる法規の改正われぬいへを教示 (belehren) なほし説明する義務を負ふべし。まことに、BFH, Urt. v. 18. 11. 1958, BSTB1. 1959 III S. 52, Sig.

68, S. 137 が、税務署は「法的に疑義のある事実 (rechtliche zweifelhaften Sachverhalt)」と闘して（税務署の行なう）特定の処置 (Behandlung) の確約を与える」とある。本文に述べたように回顧見解であるよう思われる。

(4) したがつて、行政主体相互間において行なわれた教示・確約は、行政組織法上の問題として (回顧 Obermayer, Der Verwaltungsakt als Gegenstand von Zusagen und Rechtsauskünften, NJW. 1962, S. 1467; Strotkamp, S. 13; Pfander, S. 28) やまた、官吏が私人としての資格において与えた教示・確約 (回顧 Obermayer, aaO; Strotkamp, aaO) および私人が行政官庁に対して行なう教示・確約 (回顧 Zeidler, S. 8) は、本稿による教示・確約のなかに含まれない。しかし、やつてあたり、本稿の考察の対象から除くのが妥当である。なお、Obermayer, aaO は、私法上の行為、公法上の契約の締結および高権的行政の領域における法的意味をもたない行為を対象とする確約も考察の対象に含めるべきではないといふ (Strotkamp, aaO; Pfander, S. 37-38)。

(5) Maassen, Die Falschaukunst des Finanzamtes in der Rechtsprechung, BB. 1960, S. 778 が、発布された教示 (確約を含むやうのと思われる) のうち、九〇〇には適法であつた。

(6) ただし、官吏法上の確約については、本文に述べたような行政機能の肥大化に伴う市民の行政解釈に対する依存性という点は、確約の発布を必然的なものとする理由とは考えられていないことに注意しなければならない。すなわち、ハイランクは、一八七九年から一九二〇年までの間は、官吏法上の確約に関する RG およびプロイセン上級ラント裁判所の判例はわずかしかないのでに対し、第一次世界大戦後の一九二〇年以降、とくに一九二七年から翌年にかけて、みぎ判例が増加していく。社会学的原因は、インフレに伴う官吏の生活困窮にあると説く。すなわち、官吏の俸給および相続、結婚により取得され、通例、公債の購入に使用された官吏の個人財産は、戦後のインフレによって、その実質的価値を大きく減少させられた。そ

じで、官吏は、自己の俸給を改善するという確約を得ようと/or>、あらゆる手段をつくすのは明らかであり、これは、官吏の俸給なし個人財産の価額の引上げが行なわれるまではやまないと説く(Heyland, S. 7-13)。この点については、ハイラントのみぎ論文から二七年を経た Herzog, S. 2 も同旨であるが、もひだ、ヘルツィッヒは、第二次大戦および一九四八年の通貨切換による官吏の生活困窮をも、確約の発布の理由としてあげる。私見によつても、官吏法上の確約のすべてについて、本文のようにいいきれないと思われるが(Vgl. Pfänder S. 17 Anm. 5) 他方、官吏法上の確約のすべてについて、ハイラント、ヘルツィッヒのようにいいきれるかも問題であるようと思われる。たとえば、少なくとも、いまだ官吏関係に入っていない官吏志望者は、行政法令の解釈の能力については、一般的の市民とかわらないと考えて、かれに対する確約については、本文のように言えなくもあるまい。なお、官吏法上の確約はそのほかの確約に対比して、有能な人材を確保するという行政側の利益を顧慮して発布される傾向がより大きいことは認めなければならない。

### III 教示・確約の法的性質

#### 一 教示の法的性質

教示は、行政行為に固有の拘束力を有しないから行政行為ではなく、たんなる知識・見解の表明にすぎないことは、判例・学説において争いはない。<sup>(1)</sup> さらに、判例、とくに B.F.H. および多数説は、例外的に教示に拘束性が存する<sup>(2)</sup>ことを認めるが、しかし、この教示は行政行為ではないと解する。けだし、この場合における教示の拘束性は、教示じたいから直接生じる法的効果ではなく、相手方が教示を信頼し、これにもとづいて一定の措置をしたときに、信頼保護の原則なしし信義則にもとづいて認められる間接的効果にすぎないと解するか、あるいは、教示を発布す

の官吏が、<sup>(3)</sup> ジの教示にひいて官庁を拘束してしまつた問題があつたが、理由でいかぬであつた。

- (一) Schüle, BSG, BSGE, 25, S. 219. u. NJW, 1961, S. 1646 (本稿 1・II・Ⅱ参照)。学説は、むづかしくて、Schüle, Treu und Glauben im deutschen Verwaltungsrecht, VerwArch, 39, S. 27 があり、比較的、近時の学説は Zeidler, S. 27 ff. によつておだつた。租税上の教示は、Monreal, S. 40 ff. によつて紹介されてゐる。連邦租税官吏の見解も同じく Friescke, Die Rechtsauskunft im Steuerrecht, BB, 1961, S. 276. したがつて、VwGO四二条一項によつて、相手方は、発布された教示の取消訴訟を提起しえず、他方、法令において相手方の教示の発布を求める権利が定められてゐるのに官庁が申請にひいてじて教示を発布しならむれば、相手方は官庁をして教示を発布せしめる義務づけ訴訟を提起する（即ち、Beinhardt, aaO S. 482 Ann. 20. 反対 Zeidler, S. 90, 第四回国会の決定 aaO NJW, 1962, S. 1855）。後者の訴訟は闇である。Obermayer, aaO S. 1472; Beinhardt, aaO S. 482 は VwGO四二条の規定に服わぬ給付訴訟の提起が可能といつた。我が国においでは、ジの場合、相手方にに対する取消訴訟の提起が可能とされるであら。

（相手方「取消訴訟の対象」実務民訴講座六巻一六頁参照）

- (2) Schüle, aaO S. 26-27; Kampmann, S. 12; Weisensee, aaO S. 180; Paulick, Lehrbuch des allgemeinen Steuerrecht, 1971, S. 126. 私見によれば、ジの理由では、必ずしも思ふね。たゞ、じやに拘束性ある教示は行政行為であると述べる見解があるが、実は、むづかしい教示は、教示・確約概念にひいての多数説の、即ち確約が念頭におかれてしまふと思われる（たゞえど、Zeidler, S. 39 ff. の点は注意を要す）。また文献上、教示の行政行為的性質を認める唯一の論者ふわふわ（Weisensee, aaO S. 180）、Barske, Die Rechtsauskunft im Steuerrecht, StWa, 1958 Beilage 9, S. 37 は、「教示は行政行為である」と明言するが、しかし、ジの行政行為は権利を生ぜしめ、実際には知識・見解の表明であり発布された教示に対する通常の救済手段は与えられないから、教示の行政行為的性質を認めた見解であるとはいえないかも思われる。されば、Zeidler, S. 39 は、教示の発布を求める権利が法定されていれば、官庁による教示の発布

ないしやの拒絶は適法・違法の規範的評価が可能（事実の教示によっては、されば不可能 Zeidler, S. 33）であるから、この教示は形式的意味における行政行為であると解する。

(3) Behnhardt, aaO S. 481 Anm. 13; Montreal, S. 43. しかし、南「前掲論文」実務民訴講座八巻七一八頁が指摘されるとおり、行政行為概念の本質的要素としてのものな官吏の「意図」を要求するのは適切ではないように思われる（回並 Boettcher, Abgaberecht als Teil des Verwaltungsrechts, StW. 1962, Sp. 12)。

## II 確約の法的性質

(1) 行政行為説 確約の法的性質を論じる諸見解のなかにあって、とくに重要なのは、確約を行政行為なら公法上の契約と解して確約の拘束性を信頼保護の原則からではなくて、確約の行政行為なら公法上の契約的性質から根拠づける見解である。ついでにこれをみよう。

(1) 行政行為説 確法および違法な確約の拘束性を確約の行政行為的性格からの根拠づけて、信頼保護の原則を基礎づける信義則から確約の拘束性を説くのは妥当でないと考える、近時の代表者であるファインデールは、これをつまらのように根拠づける。確約の意味・目的は、相手方の予防的権利保護 (vorbeugende Rechtsschutz) を制度化する」とあり、そのためには、確約を行政行為と把握した方がよい。すなわち、確約は、相手方の企画する事実の実現前に与えられるから、確認訴訟の提起に必要な要件とされる「事件の具体性」を欠く。他方、取消訴訟および義務づけ訴訟を提起するためには、行政行為の存在が要件とされる。そこで、確約を行政行為と考えれば、相手方にとて不利益な確約が発布されたときは、この確約の取消しを訴求し（取消訴訟）、あるいは行政官庁に対し授

益的確約の発布を義務づける訴訟（義務づけ訴訟）<sup>(1)</sup>を提起しうることになり、相手方の予防的権利保護を確保しようと説くのである。このほか、確約の拘束力を確約の行政行為的性格から説くことによって、確約と非拘束的な表示との間の概念的峻別ができる、さらに、許容性の限界をこえて発布された確約の拘束性を信義則にもとづいて認めることによつて、確約の許容性を不适当に拡大するという危険をさけうると説く。<sup>(2)</sup>

さらに、ローウェル・カールマンは、違法な確約の拘束性を信頼保護の原則に根拠づけるのに対し、適法な確約の拘束性を、信頼保護の原則ではなくて、確約の行政行為的性質から説くほか、確約の行政行為的性質を説く見解は多く、通説的見解であるといえよう。<sup>(4)</sup>

確約の行政行為説に対するては、確約の効力は将来における相手方による事実の実現によつてはじめて生ずるのであって、確約の発布時には、確約はなにも規律しないから行政行為ではないという批判<sup>(5)</sup>が加えられる。この批判に対して、行政行為説は、確約の発布の瞬間から官庁の自己拘束（Selbstbindung）が生じ、官庁は相手方に対しこの確約を履行しなければならず、したがつて、確約の発布によつて客観的法状況の直接の変更が一方的にもたらされるから確約は行政行為であるとか、あるいは、行政行為説に対するみぎの批判は、期限ないし条件つきの行政行為の存在しうることを看過するものであり、行政は、確約の発布によつて、直ちに将来における相手方による事実の実現を条件として確約された行政作用をなすことを義務づけられるから確約は行政行為であると反論する。<sup>(7)</sup>

官吏法上の確約についても、通説は行政行為説であり、その代表的論者であるハイラントはつぎのように説く。確約および官吏の任命行為に対するては、原則的に同一の法的性質が与えられねばならないという前提から、まず、

官吏の任命行為の法的性質を明らかにすることが先決問題である。そこで、任命行為において両当事者に同等性 (Ebenbürtigkeit) が存するとき、もしくは、同等性が存しないにもかかわらず全能の立法者が任命行為を公法上の契約とするときにのみ、任命行為は公法上の契約である。しかし、官吏関係の創設は一方的な任命処分の告知によつて行なわれ、相手方は官吏関係の形成に対しなんらの影響をも与えないし、また、国家は、法律にもとづいて、いつでも一方的に官吏の特定の権利義務を変更しうるから、任命行為を公法上の契約とする要件はいずれもなく、したがつて、任命行為は処分 (Verfügung) である。つぎに、確約においても、相手方の意思よりも国家の意思に優越性が与えられ、たとえば、確約発布の実際においても、当該権利を “bewillige,” “gewähre,” “verleihe” というよう<sup>(9)</sup>に处分形式で行なわれるから、確約に対し任命行為と同じ法的性質が与えられねばならず、法令もまだ、このように考へていて<sup>(10)</sup>。その後の官吏法上の確約の行政行為論者もこのハイラントの見解に従う。

(2) 公法上の契約説 官吏法上の確約は公法上の契約であると解し、「契約は遵守されなければならぬ」 (pacta sunt servanda)」<sup>(11)</sup> といふ一般法原則から適法な確約の拘束性を説き、信頼保護の原則ないし信義則から確約の拘束性を説くのは妥当でないと述べる、近時の代表的論者はグレラートである。<sup>(12)</sup> グレラートは、まず、官吏の任命行為と、これを対象とする確約を密接に関連づけて両者の法的性質を統一して考へる行政行為説に対し、官吏任命行為の行政行為的性質は認めながらも、官吏任命行為と、その確約とでは、各々の発布の時期・要件がまったく相違するから、両者は区別した取扱いが必要であると説く。また、支配・対等関係の区別は、確約が公法的性質のものか私法的性質のものかを決定するための基準にすぎず、支配関係においても契約の締結は可能である。国家は、ある

ものを雇用し、官吏を現在の勤務関係に留めるいとこに對し利益をもつという例外的場合にのみ、官吏法の規定する以上の授益を約束する確約を発布する。このよろな利益状況において、確約の発布者と受領者との間に確約の契約的構成を可能にさせる相互の意思表示の同価値性 (*Gleichwertigkeit*) <sup>(13)(14)</sup> が存する。

官吏法上の確約の公法上の契約的性質を説く見解に對しては、法律の定める厳格な要件 <sup>(15)</sup> にもとづいてはあるが国家は相手方たる官吏の意に反して確約された権利を一方的に取り消し変更でき、さらに相手方は確約発布の申請時に職務高権に服する意思をもつから、両当事者間の意思表示の同価値性・同等性は失なわれる、という批判が加えられる。<sup>(16)</sup>

(3) たんなる職務行為説　この説のとく根拠は必ずしも明確ではないが、確約は相手方が将来において実現を計画している事実に關して与えられるから確約の拘束力は相手方の事実の実現によつてはじめて生ずるとか、あるいは、相手方の確約に対する信頼保護にもとづいてはじめて確約の拘束力が生じるとして、いざれにしても確約じたいは直接の法的効力を有しないと説くようと思われ<sup>(17)</sup>。<sup>(18)</sup> <sup>(19)</sup>

- (1) V W G O四二一条参照。この点に關し、Haueisen, *Die Bedeutung von Zusagen im Verwaltungsrecht*, NJW. 1961, S. 1905 Ann. 31 は確約が相手方には授益的であるが第II者には侵害的であるとある。この確約があらば授益的行政行為であれば、これに対する第三者の取消しの訴求は許されず、この確約については職権取消しのみが許されるところ（しかし、むしろ逆に第三者に訴えの利益がある以上、第三者による訴えの提起を認めざるをえないのに對し、この確約の職権取消しは相手方の信頼保護の見地にもとづいて許されないことがあると解すべきである）。なお、Obermayer, aaO S. 1471 参照。
- (2) Pfander, S. 24-25, 256 f.

(8) Rohwer-Kahlmann, aaO S. 625; Niedermair, Verbindlichkeit von Zusagen der Verwaltung, BayVbl. 1965, S. 402, 405. たゞ、後述の如き憲法な確約の拘束性を否定する見解もある。Tipke, aaO Sp. 709 は、確約の行政行為的性質を離れて、確約の拘束性を信義誠実から説くのは余分のものである。たゞ、Strotkamp, S. 89-90 は、行政行為の発布なし不発布の確約の拘束性を確約の行政行為的性質かい、行政行為以外の行政作用を対象とする確約の拘束性を信義誠実から説く。

(4) 同上 Pieper, aaO S. 246; Strotkamp, S. 26. いふに安し Montreal, S. 48 は、通説的見解は行政行為説がなまらん。たゞ、Herzig, S. 30 は、同上法上の確約について、多数説は公法上の契約説やあると解かる。しかし、戯劇や歌がよく行政に違ふべきのところ。たゞ、一般に Zeidler, S. 47; Kellner, aaO S. 53ff; Tittel, aaO S. 308; Obermayer, aaO S. 1468 (たゞ、行政行為の発布なし不発布を対象とする確約のみを確約といふ) Dicke, Der allgemeine Gleichheitssatz und die Selbstbindung der Verwaltung, VerwArch. 1968, S. 294; Paulick, aaO S. 125-126. 税法上の確約より Maassen, S. 60; Tipke, aaO Sp. 704-705.

(5) Haueisen, aaO S. 1902 Ann. 2.

(6) Pieper, aaO S. 247. 同上 Rohwer-Kahlmann, aaO S. 625; Obermayer, aaO S. 1468 Ann. 25.

(7) Zeidler, S. 49; Strotkamp, S. 43-44.

(8) Zurnah, aaO S. 201; Stich, aaO S. 251; Thiele aaO S. 101; Wigert, aaO S. 170; Wilhelm, Zur Formstrenge der beamtenrechtlichen Zusicherung, ZBR. 1963, S. 337; Schütz, aaO S. 22.

(9) Heyland, S. 26ff.

(10) 本項の前注(8)はあたる文献参照。たゞ、Stich, aaO S. 251 は、いわゆる派遣・再雇用なしの勤務権的確約の如き、財産権的確約ほどのものがある。これによると、この二つの確約が将来における行政行為の発布をその対象とす

る点においてかわりはないから、と理由づける（それほど）、かれは、典型的な特別権力関係である官吏の法律関係は高権的行為によつて規律されるのが当然であるとして、確約の行政行為的性質を説く）。なお、官吏法上の確約はいかなる行政行為であるかをめぐつて、一方的行政行為説、服従にもとづく行政行為説なども説かれているが、学説の多数は相手方の申請なし同意を欠く確約は無効であると解する双方的行政行為説をとる（Heyland, S. 31; Grellert, S. 47ff. 参照）。

(11) Grellert, S. 72, 93-94. しかし、グレラートは、官吏任命のさい、他官厅からの聽取義務なし同意を定める法令の規定があるにやがてかわらず、この聽取をしないで発布された確約の有効性を法的安定性（Rechtssicherheit）および効果的行政（effektiven Verwaltung）を理由として承認し、やむには、他官厅の同意なくして発布された確約の有効性を信頼保護の原則（もとより）で承認する（Grellert, S. 112, 115）。このように、適法な確約の拘束性を確約の法的性質から根拠づけ、違法な確約の拘束性を信頼保護の原則から説くがあつて、グレラートの見解は、前述のローエン・カールマンなどの見解と同じである。

(12) Grellert, S. 48. やだ。Herzig, S. 35-38 も同旨のことと述べて立法者もこのことを否定しないと説き、やむに、確約の発布においては任命行為における同じような文言が使用される、というハイラントの主張に対しても官厅は自由裁量によつて相手方に確約を発布するかい、みその表現方法がとられたにすぎないと反論する（なお、Vgl. Herzig, S. 45-46）。なお、Bullinger, S. 10, 19 は、確約の法的性質は行政行為、公法上の契約、一方的公法的な義務表示（Verpflichtungserklärung）のいやれであるかを決めるのは意味がないとしながら、大学教授招請の確約は、その任命行為に対する附従的性質（Annexcharakter）のゆえに任命行為におけると同じ存続効をもつとする。

(13) Grellert, S. 64ff. やだ。Herzig, S. 43-46 もザルツベーテル（Salzwedel）に依拠してグレラートへ同旨のことをつけめぐる。民間の役職の方が金錢的利益も大きく人格的独立性も大きいところから、有能な人物は官吏となるはず、すでに官吏たるもののは辞職しようとする。この場合、みぎの者に対し、その意に反する任命あるいは辞職の申請の拒否を高

権的・一方的に強行しえば、いいじおして、官庁は、確約によつて官吏法令の規定ある以上の授益的法的地位を与へるににより、みぎ人物による労務給付を確保しようとする。いのとく、官庁は相手方と同等の (gleichgeordnet) 取事者として対置し、確約の公法上の契約的構成が可能となる。かゝる、官吏関係創設の確約は常に (stets)、官吏関係内部における非財産権的確約のすぐでは、原則的に (grundsätzlich) (すなわち、例外的に) 一方的行政行為が行なわれる。なお、Vgl. Herzig, S. 25-26)，公法上の契約によつて行なわれ。なお、かつて、官吏任命行為の行政行為的性質を認めるながらの官吏法上の確約は公法上の契約であると解するもの (Apelt, aaO S. 107; Jaschkowitz, *Der Vertrag im Beamtenrecht*, AÖR, 1929, S. 346.)。

(14) なお、110世紀はじめの支配的見解によれば、官吏法上の確約のうち、財産権的確約の法的性質は私法上の契約と考へられた (いへ、おふろ、これに対し批判を加え Strotkamp, S. 17f; Herzog, S. 8 ff. 参照)。なお、Strotkamp, S. 24 参照。現在では確約の法的性質を私法上の契約と解する見解は存しなじみへどある。

(15) Vgl. Bullinger, S. 26.

(16) Heyland, S. 22-23. 本文の後者の批判について回 Strotkamp, S. 32. いふにせよ、Herzog, S. 38-39 は、たゞや確約が行政行為であつたとしても、これは授益的行政行為であるから官庁による自由な取消しは許されず、また、立法によれば、すべての契約は一方的に取り消されるから国家の一方的侵害の可能性は行政行為のみに限定されないと反論を加える (ヘルツィッヒによる後者の反論については、行政行為説をとる Strotkamp, S. 31 が回)。なお、本文の後者の批判は必ずしも反論といひ Grellert, S. 68.

(17) なお、Strotkamp, S. 29 は、ある法的行為に対し官庁の有する利益は、その法的行為の性質を決定しないと認める。かくして、官庁は、相手方の利益のために確約を発布する、と批判を加える。Bullinger, S. 20 ff. は、大学教授への招請の確約について、その法的性質を行政行為ではなくて、公法上の契約と考える主張的だ、いふにせよ、ふも確約によら

高い存続効をもたらすといふにいたが、この目的は達成されない、とするべ。

- (2) BSG, NJW. 1961, S. 1646 がこの立場に属する（本稿 I・II・III注(2)参照）。ただし、かつて、BSG, Urt. v. 10. 12. 1957, NJW. 1958, S. 276 は、扶養年金の給付額の算定を基礎づける「医師の診察」を「行なうつもりはない」という行政官庁の表示は、診察の結果によつては、相手方に對しより不利益な給付決定の行なわれる可能性を排除する形成的・授益的行政行為であるとして、確約の行政行為的性質を認めようとは思われない（Vgl. Montreal, S. 48）。 医師の診察は、H. も確約の行政行為なし公法上の契約的性質を認めようとは思われない（Vgl. Montreal, S. 52-54）。
- Neumann, Die Grenzen des Vertrauenschutzes im öffentlichen Recht, NJW. 1962, S. 1085. また Montreal, S. 52-54 も原則として同旨。 Haueisen, aaO S. 1902 も原則的には同意であるが、他方、例外的に行政行為的性質をもつ官吏法上の確約の存在を認め（aaO Ann. 3°）など、確約の行政行為的性質を否定する（Strotkamp, S. 41）ところもある。かく、Menger und Erichsen, Höchstrichterliche Rechtsprechung zum Verwaltungsrecht, VerwArch. 1968, S. 169-170 が、BVerwG が確約を「高権的自己義務」（hoheitliche Selbstverpflichtung）と定義するのと、確約の行政行為的性格を認めた（Obermayer, aaO によると、「Verpflichtung」の解釈によれば、Obermayer の立場ではある）と解するところは反対しないが、しかし、BVerwG の意図は、確約の行政行為的性質を説くものではないに思われるところ。ただし、BVerwG は、違法な確約は行政行為におけるようないくつかの原則として拘束的であるとか、あたらしい確約の拘束性を除去するための取消行為が必要であると述べてゐるが、これらはかくである（同上註 Steckert, Rechtsnatur und Rechtswirkung sogenannter Anliegerbescheinigungen, DVBl. 1969, S. 301-302）。

なお、第四四回法曹大会の結論も、確約の定義をみたび BVerwG と同じように理解したのぢや、しかし、確約の一法的形成の問題（たとえば、行政行為、協力を必要とする行政行為、公法上の契約）は、現在、「一般的には答えるといひがであります」（aaO NJW. 1962, S. 1856）。たゞ、Meyer-Dulheuer, Der 44. Deutsche Juristentag, DVBl. 1962, S. 750 によれば、みぎ法曹大会の議論において、多数のものは確約は原則として停止条件つき、あるいは協力を必要とする授益的行政行為とするが、イプゼン (Ipsen)、セルマン (sellmann) などは公法上の契約といし、やがてラングカイル (Langkeit) は違法な確約は原則的に有効ではなく無効となることを理由に確約は特別の法制度であると解するようである。

19) たゞ、Mayer, Zur Frage der Verbindlichkeit behördlicher Zusagen, JZ. 1964, S. 678 は、確約の法的性質は確然とされた行政作用の法的性質によって規定されると説く。しかし、いわば確約の従属性説ともいふべきの見解には賛成しない。けだし、たとえば契約の締結を確約するものであっても、この確約じたいは行政官庁が高権的に将来における自己の行為・不行為を約束する点に特色があり、この点を顧慮すれば確約の法的性質を統一して把握するのが妥当であろう。

(二) 確約の行政行為ないし公法上の契約的性格を説く見解の主なねらいは、おそらく信義則のような内容の不明確な一般条項の助けを借りずに確約の拘束性を明確に説こうとする点にあると思われる。しかし、確約の法的性質を行政行為と把握するだけでは確約の拘束性を直ちに説きえないことは、通常の授益的行政行為の職権取消しの可否、換言すれば違法な授益的行政行為の拘束性の有無・程度が行政行為に対する相手方の信頼保護を考慮に入れて決定されることをみれば明らかであり、これは、また(適法な)行政行為の撤回においても妥当すると思われる。<sup>(2)</sup>

確約の行政行為的性格を認める学説のなかにあって、確約の拘束性を確約の行政行為的性格から根拠づけるのは疑問であるとする見解も、みぎのことを考慮に入れて自説を説くと思われる。他方、通常の公法上の契約についても

行政行為におけると同様に、これが締結されば必ず絶対的な存続効をもつというわけではなく、私見によれば、公法上の契約の存続効の有無・範囲も授益的行政行為におけると同じように、相手方の信頼保護を考慮に入れて決定すべきであるように思われる。<sup>(4)</sup> したがって、確約を行行政行為と解しても、公法上の契約と解しても、これによって必ずしも確約の拘束性を明確に説くことはできない（なお、確約の法的性質をたんなる職務行為であると解する見解が確約の拘束性を確約の法的性質から説きえないのは、いうまでもない）。さらに付言すれば、確約のなかには、通例、教示も含まれ、また教示・確約はその現代的意義を共通にし、さらに、後述のように確約の拘束性の要件は、大体において、また教示の拘束性の要件でもありうる。したがって、確約の拘束性も、教示のそれと同様に、相手方の信頼保護に基づいて、両者の拘束性の根拠を統一的に把握するのが妥当であるようと思われる。なお、確約の拘束性を根拠づけるという実体法的観点よりも、むしろ訴訟法的見地に重点をおいて確約の行政行為的性質を説くプファンデールの見解にも疑問がないことはない。けだし、取消訴訟なしし義務づけ訴訟の提起の要件として行政行為の存在を要求する（VwGO四二条）ドイツにおいてはともかく、確約の高権的性質を承認する以上、わが国においては行政事件訴訟法第三条にいう「処分」概念に含めて解しうるから、これら訴訟も提起しえよう。のみならず、前述のように、確約の法的性質は行政行為ないし公法上の契約であることに、判例・学説は一致しているわけではない。まず、たとえ、確約を行行政行為であると考えるにしても、確約には、通常の行政行為に対比して、前述した確約概念から当然にでてくる差異のほか、さらにつぎのような差異があることは認めなければならない。① まず、法的内容の面からみると、確約は、通例、相手方が将来において実現する事実について官庁が自

己の行為ないし不行為を約束するのであるから、みぎ事実が実現されなければ確約の拘束力は生じない。このことは、確約の行政行為的性質を認めるとしても、確約は、通例、相手方の事実の実現を条件とする、条件つき行政行為であると解ざるえないようと思われる（ところで、確約の行政行為的性質を認める論者の中には、本来、確約を（条件付）行政行為であると解する自己の主張に矛盾するように思われる）。(2) つぎに法的効力の面からみると、通常の違法な行政行為の存続効は、すでに違法な行政行為がなされた後に問題となるのに對し、違法な確約にあつては、相手方の信頼保護のために、官庁は、将来において、確約された違法な行政作用を、その違法性を知りながらも、あえて、なお発布しなければならない。<sup>(3)</sup> したがつて、違法な確約の存続効、したがつて違法な確約の拘束性の有無・程度は違法な行政行為のそれよりも若干劣ることは認めなければならないまい（違法な確約の拘束性を否定して、確約された行政作用を発布しないことは、外見上、通例の違法な行政行為の将来的取消しを認めることと同じようみえるが、しかし、むろん後者においては、取消しの時点までの相手方の信頼は保護されるのに対し、前者にあつてはそれすら認められない点において重大な差異が存する）。

わが国の判例・学説は、一致して、租税を賦課しないという確約は、たんなる事実行為であると解する<sup>(7)</sup>が、ドイツにおいて確約の行政行為的性質を説く見解は、みぎのような不行為の確約も行為の確約と區別することなく行政行為であると解する。そこで、もし、わが国における判例・学説が妥当であれば、少なくとも不行為の確約の行政行為的性質は否定されねばならない。つぎに、確約の公法上の契約的性質を説く見解は、きわめて少數説であり、

確約の行政行為的性質を説く見解より<sup>(1)</sup>、あるいは疑問にわからねばならぬ。ただし「確約」は「いわばかすやに一方的表示たるいふを示す」とされるとあり、<sup>(2)</sup>もとより公法上の契約に固有のものいわゆる当事者に対する相互的義務<sup>(3)</sup>が、行政官庁のみを拘束するにすぎない、確約のなかにはみられないからである。

(一) BVerwG, DVBl. 1966, S. 857 (本稿I・II・丁注(15)参照)

(2) 遠藤・前掲書一八〇頁以下参照。前述したローウェル・カールマンなどの見解を批判するには、もとより信頼保護の原則の補充性(Subsidiarität)、すなわち、行政作用に瑕疵があるためにその通常の効力の発生が阻止されるとある<sup>(4)</sup>、はじめて同原則が作用する(Stich, Vertrauensschutz im Verwaltungsrecht, Diss. Mainz, 1954, S. 46-47. 以下、本書の引用は著者名のみによって行なう)点を考慮に入れる必要があるが、いの点は後述する。

(3) Kellner, aaO S. 54; Pieper, aaO S. 246 Ann. 107. またZeidler, S. 64は、明確に本文のように述べながら、しかし、確約の行政行為的性質を認めながら違法な確約の拘束性は信頼保護なし、より一般的な信義則にのみ依らずと認められると誤る。同論結論 Stich, aaO S. 252; Strotkamp, S. 52 (違法な確約について)。

(4) Vgl. Haueisen, Zur Zulässigkeit, Wirklichkeit und Nichtigkeit des öffentlich-rechtlichen Vertrags. NJW, 1969, S.

124. たゞ、いの場合は、も適法な確約の拘束性は信頼保護の原則の補充性が問題となるべく (本項前注(2)参照)。

(5) BVerwG, DVBl. 1966, S. 857 (本稿I・II・丁注(5)参照)が、瑕疵ある確約においては、通例の瑕疵ある授益的行政行為における「合法律状態の回復ではなくて、違法状態の惹起が問題となる」と述べるのは、本文のように理解しようと思われる(しかし)、通例の瑕疵ある授益的行政行為においても、しまだにこれがまつたく執行されていないときであれば、瑕疵ある確約におけると同じように「違法状態の惹起が問題となる」といわれる。Scholler, Selbstbindung und Selbstbestreifung der Verwaltung, DVBl. 1968, S. 415 Ann. 80)。されば、違法な確約は、通例の違法な行政行為と異なり、いの確約の發布時よりしては違法ではなく、将来における確約の履行時においてはじめて違法となることを考へつるが、されば、

確約の行政行為的性質を否定するにはばかないなどあらうか。

- (6) たゞえば、前注(5)にあげた BVerwG の判例参照。学説として、たゞ Kellner, aaO S. 67-68 が、これを明確し、確約の行政行為的性質を認めるかどうか明らかでない Wolff, aaO S. 322 を引用。これに対し、行政行為説をとるな Streckert, aaO S. 303 は、相手方の信頼保護を顧慮して、違法な確約に対し違法な行政行為におけると同一存続効を与える。

- (7) 前記東京地裁判決・判例時報四一四三三頁（なお、本件において原告たる民法上の財團法人は、税務事務所長の非課税という旨の通知は行政処分に当たると主張したが、裁判所はこれを認容しなかつた）。学説については、乙部哲郎「行政法における禁反言の法理」法学雑誌一七卷二号四九頁注(7)・(8)にあげる文献参照。

- (8) Stich, aaO S. 251.

- (9) Tipke, aaO Sp. 705; Niedermair, aaO S. 402; Pieper, aaO S. 248; Berniger, aaO S. 282.